

平成22年3月〇〇日

学校飼育動物「相談窓口獣医師」推薦のお願い

各支部長 殿

学校飼育動物専門委員会

委員長 處 愛美

平成20年3月小学校の学習指導要領が改訂され、1・2年生の生活科では「動物と植物の双方を継続的に飼育し、栽培すること」が明記されました。そして「その実施に当たっては、地域の専門家や獣医師の協力のもとに行うこと」となっております。

この改訂の23年度全面実施に向けて、私たち獣医師会が小学校からの要請にいつでも対応できる体制を作らなければならないとされているところです。

小学校では、これからこの指導要領を実施していくに当たり、私たち獣医師の協力が不可欠となってきます。

学校飼育動物専門委員会と福岡県教育委員会（県教委）との協議の中で、以前より活動しております「相談窓口獣医師」「表1」をより一層充実させて欲しいと、県教委から要請がありました。

それに伴い、22年度に向けて名簿の作り直しをすることといたしました。

現在県内の38名の先生方に「相談窓口獣医師」を受託いただいております。

各支部においては、地域性や小学校数等を考慮し、小学校に対応していくためには最低「表2」の人数が必要であろうと考えております。

つきましては、各支部において「意欲ある人材」をご推薦いただきますようお願い申し上げます。また人選に当たりましては「表3」の各支部の学校飼育動物専門委員会の委員も協力させていただくことを考えておりますので、よろしくご配慮のほどお願いいたします。

22年度新学期早々に、県教委より県内全小学校に「相談窓口獣医師」の一覧表が配布されることを予定しており、お忙しいとは存じますが3月中に名簿の提出をお願いいたします。

狂犬病等の準備でお忙しい中申し訳ありませんが、重ねてお願い申し上げます。

平成22年5月 日

学校飼育動物相談窓口獣医師各位

(社)福岡県獣医師会
学校飼育動物専門委員会
委員長 處 愛美

学校飼育動物相談窓口獣医師としてお願いしたいこと

このたびは学校飼育動物相談窓口獣医師をお引き受けくださりありがとうございます。相談窓口として小学校や幼稚園等からどの程度の相談が持ち込まれるのか予測は困難ですが、公益法人を目指す獣医師会としては、できる限り、学校を支援したいと考えています。

そこではお願いです。

- 1、 学校から飼育動物に関する相談があった場合、ご自分で対応できることであれば問題ないと思いますが、費用のこと、人手のこと、エキゾチック動物であったり、大動物であったりと専門外でよく分からなかったりした場合、各支部に学校飼育動物専門委員がおりますので遠慮なく連絡をしてください。わからないからと断らずに、とにかく預かるなり、待ってもらうなり、受けてください。そのうえで委員なり、委員長である處に連絡をください。
- 2、 添付の様式で報告をしてください。
今後、教育行政と話をしていく場合の資料になりますのでよろしくお願ひします。
- 3、 原則として、相談だけの場合は無料で受けてください。治療等で費用がかかる場合は、学校側とよく相談されて、どの程度なら出せるのか、聞いてみてください。以前に比べ学校側も治療費を準備できることが多くなってきています。
それでも判断しかねる時は前述のように県獣委員会に連絡してください。
- 4、 名簿は県教育委員会を通じて県下の小学校、幼稚園に配布されますのでご了承ください。任期は23年度までの3年間です。

平成22年度 第1回(管内)教務主任等研修会 アンケート 集計結果

研修日:平成22年10月12日(火)

小学校教員【42名】・中学校教員【17名】

Q 研修1(講話)「動物とのふれあいによる心の教育」は、参考になりましたか。

小学校

- 〇教師として、人間としての心構えを持つことができた。
- 〇動物飼育の内容は、新学習指導要領の内容とつながることが分かった。
- 〇心の教育の面から、大変大切な内容であることが分かった。
- 〇動物飼育も、意図的・計画的に取り組む必要があると感じた。
- 〇初めて聞く内容であり、命の大切さを改めて感じた。
- 〇うさぎの出産をコントロールできることが分かった。
- 〇飼育委員会や用務員さんに任せっぱなしを見直す必要があると感じた。
- 〇獣医師さんとの連携について考えることができた。
- 〇先生の話が大変分かりやすかった。
- 〇講話の後半の実践例が大変よかった。

- ▲「4つの不足」の解消には、時間がかかる。
- ▲さらに、飼育の留意点について具体例を聞きたいと思った。
- ▲飼育小屋がなく、予算的にも実施することに無理がある。

中学校

- 〇中学校でも、学活や総合で実践していきたい。
- 〇今後の参考になる。
- 〇先生の話が大変分かりやすかった。

- ▲中学校の実態とは、離れている。

平成22年度市町立学校事務職員研修会講演報告

(社) 福岡県獣医師会
学校飼育動物専門委員 中島輝行

- 1 日時 平成22年10月22日(金)
13:30~14:30
- 2 場所 福岡県教育庁南筑後教育事務所 第1研修室
- 3 参加者 管内市町村小・中・特別支援学校事務職員及び学校事務代理職員
(約150人)
- 4 講話内容 『学校における小動物の適切な飼育方法と傷疾病などへの対応の在り方』
 - ・学習指導要領の内、学校飼育動物に関する文言の抜粋
 - ・動物が人に与える影響
 - ・学校飼育動物の問題点
 - ・理想的な飼育方法と病傷動物に対する対応(主にウサギ)
 - ・鳥インフルエンザに対する対応
 - ・学校飼育動物相談窓口獣医に関して
 - ・質問の時間(約5分でした)
 - ・獣医師会の活動状況

- 5 感想 この度の講話は昨年と同じ内容依頼でした。
 ただ昨年に行えなかった質問の時間を設けるため、若干の内容変更をして行いました(あえて獣医師会の活動状況を最後にしてみました)。
 今回の講話では、いかにして「健康で清潔な飼育動物」を児童たちに提供できるのかを考えてみましょうのスタンスで話させてもらいました。
 まずもって思ったことは学習指導要領の内容を現場は(学校飼育動物に関して)把握していないのだろうなと思いました。
 ある小学校の先生と話す機会があって(今回の研修会とは違う日時でしたが)今の学校では、極力児童に飼育動物を触らせないようにとの指導があることを聞き、来年度からの指導要領の実施は大丈夫なのだろうか心配しています。
 学校飼育動物相談窓口獣医について、飼育動物の診察をなされない獣医もいること、ただし相談ネットワークをつくったので活用してほしいことを伝えました。

以下、質問の内容を記します。

・ウサギが増えて困っているが、オス・メスを鑑別して分けるしか方法はないのか?

(基本的にはそう思う。スペースがあれば未分・オス・メスと区切ってみてはどうか・・・)

・往診してもらえるのか?

(連絡を取り合いながら伺いたい)

後日談ですが、講話の翌日にウサギが骨折したかもしれないから診て
もらいたいと研修会に参加されていた事務職員さんが来院されました。

(ウサギは事務職員さんのペット)

自分はウサギの外科は数を見ていないので、もし外科処置が必要など
きはエキゾチックに強い獣医を紹介しますと伝えたくて X-Ray を撮
り骨折・脱臼等の所見がないのを確認したので様子を観てもらおうように
したのですが、私がウサギの診療全般を診れると思われていたのか、不
信感を持ちながら帰っていったように感じました。

このようなことで学校とうまく信頼関係が結べるのか？と自問自答し
ているところです。

平成22年度福岡県教育センター専門研修（キャリアアップ講座）

「気付きを高める生活科授業づくり」講演報告

(社) 福岡県獣医師会

学校飼育動物専門委員会委員長 處愛美

1. 日 時 平成22年10月29日（金）
 - ・事前打ち合わせ 9:00～9:30
 - ・講 話 9:30～11:00
2. 場 所 福岡県教育センター
3. 講話内容 「動物とのふれあいによる心の教育」
4. 参加者 小学校教員 30名
5. 感 想

来年度から全面実施される新学習指導要領の動物飼育に関する
ことを中心に、獣医師が学校動物の飼育支援をするのはなぜなの
か、私たちがかわり始めたきっかけも含めて話しました。

今回は生活科の授業づくりに特に関心のある教員が対象でした
ので、みなさんとても熱心でした。私が飼っているウサギとモル
モットを連れていき、実際にぬくもりのある動物を抱いていただ
き、その体温を直接感じてもらいました。研修を企画した指導主
事と参加者からの感想もいただいていますので添付して報告とし
ます。

平成22年11月15日

ところ動物病院

院長 處 愛美様

福岡県教育センター教科教育班

指導主事 内藤 博愛

朝夕はめっきり冷え込むようになりました。處先生におかれましては益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、先日はお忙しい中本センターでの講座を、快くお引き受けいただき、お陰様で充実した研修を行うことができました。その中でも特に子どもの作文に心打たれました。私たちでは伝えることができない大切なことを動物飼育を通して伝えることができる、そのような「教育的な価値」を改めて感じました。

また、とても具体的な事例をもとにした講話により、受講者のアンケートも満足度の高いものばかりでした。主務者として、感謝の念に耐えません。誠にありがとうございました。

お礼が遅くなり申し訳ありません。

先生には、今後ともお世話になると思いますが、よろしくお願いします。

以下、不躰ですが、受講者の感想を抜粋し、紹介させていただきます。

- ・「動物とふれあうことの大切さ、動物とふれあうことで子どもが変わっていくことが分かりました。ぜひ、学習に取り入れていきたいです。」
- ・「獣医師さんの話を聞くことができたというのが、一番よかったと思いました。ウサギやモルモットとも触れあうことができ、子ども達にも体験させてあげたいと思いました」
- ・「実際に動物と触れあうことができ、子ども目線で考えることができました。」
- ・「處先生は学校現場のことがよくわかっていらっしゃって、「うわべ」ではないお話を聞くことができてよかったです。」
- ・「獣医師さんが学校飼育にとっても協力的でいて下さることが心強かった。今後も相談させていただきたいと思います。」

年 月 日

() 市獣医師会定期学校訪問票

() 市立 小学校 担当学校獣医師

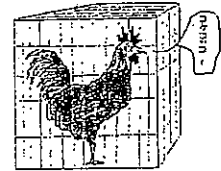
担当教職員 () 年生担任、又は () 飼育委員会担当
氏名・

飼育担当の子ども	学年飼育 年生、飼育委員会 () 年生、その他 ()
飼育の位置づけ○記入	あり (生活科、総合、道徳、委員会活動、学級活動)、 特になし
飼育動物	チャボ・ウコッケイ・鶏 (○をつける) (): ♂ () 羽 ♀ () 羽
記入法 () 内記入	ウサギ: ♂ () 羽 ♀ () 羽
飼育舎または校舎内 か○をつける	その他: 種類 () 飼育場所 (飼育舎、校舎内) ♂ () 匹 ♀ () 匹
*去勢動物: (\) で	種類 () 飼育場所 (飼育舎、校舎内) ♂ () 匹 ♀ () 匹
休日の対応策 () にチェック記入	() 当番の子ども () 飼育担当の教師が交代で () 全教員が交代で () 当番の子とその保護者 () 当番の子と、校内で募った「親子ボランティア」() 警備員 () 校外のボランティア その他 ()
本日の要望と 懇談内容 (不足分は裏に記入)	
学校が課題だと思うこと (困っていること) ○をつける	子どもへの負担、掃除が大変、糞の処置、長期休業の世話、土日の世話、 病気の時の処置、死んだときの処置、子どもへの健康被害、数が少ない 数が多すぎる、授業への活用法、スズメが入る、鼠が出る、餌の入手、 飼育舎の改善 (何を?) 他 ()
獣医師会への希望	現行の支援: 日常の相談相手、治療、定期学校訪問 (現場での交流) 他 ()
担当獣医師感想	清掃状況: 良い、もう少し、大いに頑張してほしい 餌・水やり: 良い、もう少し、大いに頑張してほしい、判断できない 担当者の関心度: 良い、もう少し、大いに頑張してほしい 暑さ・寒さ対策: 良い、もう少し、大いに頑張してほしい 動物の状態: (人に慣れて) 寄ってくる、少し怖がる、逃げ回る

* 動物の名前があるなら、動物の欄の處に、あるいは欄外などに解るように書き入れて下さい。



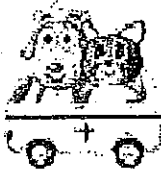
訪 問 記 録



施設名 _____

平成 年 月 日

観察項目	観 察 評 価
種類と数	()、() ()、()
健康状態	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 状態の悪い()がいる コメント:
食 欲	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 悪い
飲 水	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 悪い
飼育小屋の状況	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善点あり コメント:
野鳥の侵入対策	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> 改善点あり コメント:
消毒対策	<input type="checkbox"/> 適切であると判断 <input type="checkbox"/> 改善点あり{ある場合は下記を チェック} { <input type="checkbox"/> 手洗い <input type="checkbox"/> うがい <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 長靴 <input type="checkbox"/> 消毒バット(消毒液:)}
世話係り	<input type="checkbox"/> 児童 (飼育係 ・ 年生 ・) <input type="checkbox"/> 先生 ()



社団法人滋賀県獣医師会

本日うかがいました獣医師

飼育導入時のふれあい授業

＜触れ合い授業案＞

小学校 飼育委員会または 学年 () 名) 担当 () 教諭
月 日 () 時間目 午後 時 から45分授業 (準備は20分前から)

目的

初めて飼育を担当する委員会の子どもたちに、獣医師の支援を受けて、動物の気持ちや体のことを伝えながら、動物を抱かせる体験をさせる。それにより、生き物の実感を通して興味を持たせ、親しみをわかせるように誘導する。また、これ以後、子ども達が情をもって動物の世話をすることにより観察が細くなり、生体の営みを理解し、弱いものへの思いやりや接触した喜び、生物にたいする科学的興味を培うように期待する。同時に、獣医師との交流で理科的な刺激を与え、将来の職業選択の幅をひろくしたい。

「ウサギとチャボを知って、世話しよう」

会場：多目的室など (* 体育館は注意散漫になりやすい)

児童： 名 () 班に分ける(1班 10～13名ほど)

担任の先生： (1 名 () () それぞれ1班につく (獣医師等補佐)

保護者： (1班あたり1～2名) (15分前に集まって頂き、抱き方など実習していただく)

参加動物： 学校の動物(ウサギ3羽、チャボなど(5羽) 不足分は近隣から借りる

獣医師： 名 獣医師会()

支援： スタッフ 名

準備段階で「動物が怖がるから騒がないで、しずかにしてあげてください」と注意

時間	内容	備考
挨拶 1分	(担当の先生)紹介	子どもさんを最初から班に分けて手を洗ってもらって下さい(※)
動物の話し 8分	最初に、騒がないように注意(動物がこわがる) ニワトリ、ウサギとの仲良くなり方 動物の話をちょっとだけ、人への影響	フリップなど 絵を示して説明 あるいはPCから映写
動物の体 5分	抱き方指導 潰さないように、噛まれないように 心音を人と動物と比較	先生、子ども、動物と順に心音を比較 (先生も心臓貸して下さい) 拡大心音計使用 かけ算
ふれあいタイム 15分	班にわかれ、ふれあう。 各班に担任の先生や保護者などの補助者がひとりずつつく 動物を配布(介助者が一匹ずつ つれて班につく)	正座のしっかりした膝にバスタオル2重に折って膝に置いて、その上に動物を抱かせる。 バスタオル1班あたり2枚 学校でご用意お願いします
質問タイム 10分	(担任が質問者を指名)	回答、獣医師
挨拶 1分		(獣医師)命を握っているのは皆です。
まとめタイム	(担任)	挨拶

宿題 何か一つだけ、本当に思ったこと、気になることがある人は書いて、後日獣医師に渡す。
(できたら先生もご意見をいただきました。)

学校用意：バスタオル1班1～2枚、新聞紙、(プロジェクター) (マイク)

動物(ダンボール等にいれて、会場におくがうるさいチャボなら最初は室外におく。
喧嘩する同士は箱を分ける) ゴミ袋、ティッシュ、電源コード(3ヶ口)
長机(心音拡大計と動物の置き場と資材おき場として計2ヶ)

動物の話しポイント

●すみか

本当はウサギは野原で暮らしていて、いつでも食べ物はあるし、綺麗なところで寝ることができる。

しかし、このウサギたちは、一年360日、ここで目を覚まして、ここで排尿、排便してたべて、またここで寝る。それは自分だったら辛いでしょう？でも外に出すと犬や猫にやられるから、出さないけれど、みんなのためにここで暮らしている動物達が辛いように、餌に注意して、せめて綺麗なところで暮らせるように、毎日お掃除をしてあげてください。

●食べる

人は一日3回たべているけど、動物だからって、一日一回はつらいかもしれないし、土日は食べなくて良いということは、ない。

命には休みがないので、おうちの人に一緒に来てもらって、休みにもたべられるようにしてあげて。

人と同じに朝はお腹がすいている。学校にきたらちょっと小屋を覗いてあげて、水がなかったらたしてあげる。餌もなかったら入れてあげる。うちから野菜をもってきたら喜ぶね。

チャボのためには、大きいと食べられないから、うちで野菜をほそく刻んで持ってきて。

なにが好きか、いろいろやってみてください。

(生の芋や豆 アボガド、またネギのようなのはダメ)

●からだ

人より小さい、自分がウサギだったら、ウサギに触ろうとする今のあなたはどのくらいに見えるか、を想像させて、ウサギから見たら自分は巨大な大きさだと感じさせる。

また、大福餅がつぶれない程度の力で優しく膝の上で包み込む。ギュッと持つと、肺臓の入っている胸が動けなくて、呼吸ができなくなるから。

●気持ちを想像する

動物はみんなより小さいから、怖がっているのは動物の方だから、優しくしてあげて。

動物は言葉を言えないから、どうしたいのか、何か困っていないかを考えて、良くみてあげて。

◎飼育導入授業の最初に、子ども達に呼びかけること

「みんなは、なぜ毎日学校にきて勉強しているの？ そう、たくさん勉強して人よりいろいろ覚えて、良い仕事について、裕福な生活ができれば素敵ですね。でも、いろいろなことを勉強して、たくさんお金を稼ぐえらい人になっても、後で悪いことをしたら悲しいよね。そうならないように、人の悲しむことはしないで、人と仲良くでき、命を大事にする人になること。そして自分の好きな、得意なことで人の役にたって「ありがとう」って言われたら、それはとても幸せですよ。そのために今、勉強しているのじゃない？動物は口がきけないから、みんながその気持ちを考えてあげられるようになったら、お友達の気持ちもわかるようになりますよ。また動物が喜ぶように可愛がったり世話をしてあげたら、そのうち安心してなついてくれます。可愛いですよ。そしてその可愛い動物が死んだら悲しいでしょ。命とか、死ぬとかが分ります。なぜ死んでしまったかと、勉強したくなりますよ。

だから学校の先生方は、学校で動物を飼って、皆に可愛がってもらおうと思っているのですよ。」

又は、

学校で、いろいろなことを勉強して、たくさんお金を稼ぐえらい人になっても、後で悪いことをしたら悲しいよね。そうならないように、人の悲しむことはしないで、人と仲良くでき、命を大事にする人になること。

そのためにも小学生の今、勉強しているのですよ。

動物は口がきけないから、みんながその気持ちを考えてあげられるようになったら、お友達の気持ちもわかるようになりますよ。

また動物が喜ぶように可愛がったり世話をしてあげたら、そのうち安心してなついてくれます。可愛いですね。実は、動物が優しくなるかどうかは、みんながどのようにしてあげるかで、決まりますよ。

契約締結にあたって

東京都獣医師会〇〇支部

青少年の問題行動が増え、少年犯罪の頻発、凶悪化、低年齢化の進む中、文部科学省の学習指導要領（解説書）の中に「動物飼育について地域の獣医師との連携と指導」が明記されるようになり、学校飼育動物を通じての体験教育は子どもたちの心の成長に果たす役割が大きいとされています。また、ヒューマンアニマルボンド（人と動物の絆）の研究において、人と動物の相互作用から生まれる人への好影響が科学的に解明されてきて、そのことは子どもたちの心身の発達のためには欠くことのできないものとなっています。昨今では育児家庭での動物飼育が減少し、特に都市化や少子化の進む東京都においては、学校等での動物飼育はよりいっそう重要になってきています。

これらを踏まえ、本会の学校飼育動物支援活動は、公益法人として、また獣医師という専門家として学校飼育動物の飼育及び公衆衛生指導を介して、子どもと学校飼育動物の健康を守り、これからの社会を担う子どもたちの情操教育及び科学教育を支援することを目的としています。

〇〇区（市）立小学校・幼稚園における動物飼育支援活動に関する契約書
（ひな形）

〇〇区（市）（以下「甲」という。）と社団法人東京都獣医師会〇〇支部（以下「乙」という。）とは次の条項により、飼育動物の診療および飼育指導等について、委託契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、〇〇区（市）立小学校・幼稚園における動物飼育が円滑に行われるよう、甲が乙の協力を得て実施する支援活動の内容・手順等を定め、動物飼育を通じた情操教育の質の向上を目的とする。なお、ここに定める動物とは、〇〇区（市）立小学校・幼稚園で飼育されている哺乳類、鳥類とする。

（業務内容）

第2条 乙は、〇〇区（市）立小学校・幼稚園で飼育する動物に関する相談を受け助言を行う。

- 2 定期訪問を行い、飼育動物の飼育環境の把握に努める。
- 3 動物の診療を行う。
- 4 動物の死亡時には遺体検案を行い、別に定める社団法人東京都獣医師会と動物霊園協会との間の契約にもとづき、埋葬の手続きを行う。

（契約期間）

第3条 この契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙双方から何の申し出もない時には、この契約は1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（委託料）

第4条 上記第2条において定める業務に関わる委託料は、〇〇〇,〇〇〇円とする。

（委託料の請求）

第5条 乙は、業務報告書等を添えて、委託料を甲に請求するものとする。

（委託料の支払い）

第6条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、業務報告書等の内容を審査し、適正

と認めた場合、これを請求の日から30日以内に乙に支払うものとする。

(契約外の事項)

第7条 本契約に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合には、甲・乙協議の上定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲と乙とが各々記名押印して、各自1通を保有する。

平成□□年□月□日

甲 ○○区(市)長

印

乙 東京都獣医師会○○支部支部長

印

東京都獣医師会 学校動物飼育支援事業委託契約書雛形の説明書

以下は獣医師会内部用文書

(名称について)

例えば

1. ○○区(市)立小学校・幼稚園における動物飼育支援活動に関する契約書
2. 学校飼育動物に関する契約書
3. 学校飼育動物の飼育指導ならびに診療に関する契約書

ただし、飼育指導という言葉を用いるときには、教育現場が獣医師の介入を必要以上に恐れる場合があるので、注意を要する。

(目的)

事業内容または目的を具体的に明記すべきである。特に、上記の契約書名称の中に、動物支援活動や学校飼育動物事業等の言葉が用いられない場合には、目的の条項は必須であると考えられる。また、目的とは、東京都獣医師会の学校飼育動物活動事業要綱で記している様な精神論ではなく、学校飼育動物に対する飼育支援、診療等具体的なものを記す。

(業務内容)

1. 飼育支援(指導)、飼育相談
 2. 定期訪問
 3. 診療
 4. 死亡時の遺体検案
- の4つを柱として、必ず明記する。

(契約期間)

1年ずつの継続契約が望ましい。

(委託料、契約金)

契約金は、診療業務の内容や、飼育指導の回数等一つ一つの単価を出して契約するよりも、全ての業務内容を一括して契約する方が、業務や契約に幅を持たせることができるので推奨する。

目安として、最低1校3万円以上とする。これ以下で契約をすると、業務内容の4項目全てを網羅して活動することは厳しくなると考えられるからである。因みに現在最高で契約しているところは、6万円である。

(業務報告)

1年間の業務内容の報告書を作成し、行政側に報告する。また、その報告書を本会の学校飼育動物委員会にも提出する。

(契約相手)

契約は、各市区町村またはその教育委員会と獣医師会（支部）との間で行われる。個人契約とすることは好ましくない。

委 託 契 約 書

- 1 契約の目的 学校飼育動物サポート事業業務委託
- 2 契約場所 小学校・幼稚園
- 3 契約期間 契約の日から平成22年11月30日まで
- 4 契約金額 金 円 (消費税等を含む)
- 5 契約保証金 契約規則第11条第1項第5号により免除

上記について、委託者 (以下「甲」という) と受託者 社団法人 岐阜県獣医師会 (以下「乙」という) との間において、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき頭書の契約金額をもって、頭書の期間までに委託事業を完了するものとする。

(内容)

第2条 乙は、当該学校(園)において、次の各号における事業内容にあたり、ともに必要に応じて講習会等で、児童、教職員に正しい知識を普及する。

- (1) 飼育施設の適正管理指導
- (2) 飼育動物の飼い方指導
- (3) 動物の健康診断
- (4) 家畜動物伝染病予防法に基づく予防接種
- (5) 人畜共通感染症予防指導

(秘密の保持)

第3条 乙は、本契約の履行に当たって、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事業報告)

第4条 乙は、年1回、飼育動物等のいる 市内の各小学校及び幼稚園について巡回指導し、その結果を甲及び学校(園)長に報告するものとする。

(契約代金の支払)

第5条 乙は、事業完了報告後甲の確認を受けたときは、甲の指示する手続きに従って契約金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙の支払請求があったときは、受理した日から30日以内に契約代金を支払うものとする。

(契約外の事項)

第6条 本契約書に定めのない事項等この契約に関し疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各々その1通を保有する。

平成22年4月 日

甲

代表者

乙 岐阜市下奈良2-2-1

社団法人 岐阜県獣医師会
会長 近藤信雄

個人情報取扱特記仕様書

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。
(取得の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、本人から直接取得し、又は本人以外から取得するときは本人の同意を得たうえで行わなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。
(改ざん、漏えい、滅失及びき損の防止等)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、その契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第10 甲は、乙がこの契約による事務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

仕 様 書

- 1 事業名 学校飼育動物サポート事業業務委託
- 2 契約場所 小学校・幼稚園
- 3 事業内容 飼育動物等のいる各小学校及び幼稚園について、巡回指導を行ない、下記事業を遂行する。
 - (1) 飼育施設の適正管理指導
 - (2) 飼育動物の飼い方指導
 - (3) 動物の健康診断
 - (4) 家畜伝染病予防に基づく予防接種
 - (5) 人畜共通感染症予防指導
- 4 事業期間 契約の日から平成22年11月30日まで
但し、巡回指導は、平成22年7月10日までに実施し、巡回指導の結果等については、結果判明後速やかに報告すること。
- 5 その他 巡回指導報告には、細菌検査（サルモネラ菌、病原性大腸菌O-157）の検査結果を含む。

学校（園）飼育動物診療・飼育指導・健康診断委託契約書

新潟市（以下「甲」という。）と、公益社団法人新潟県獣医師会（以下「乙」という。）は、新潟市立学校及び新潟市立幼稚園（以下「学校（園）」という）の飼育動物の診療、飼育指導及び健康診断について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）業務の名称 学校（園）飼育動物診療・飼育指導・健康診断業務

（2）業務の内容 新潟市立の小学校、中学校、幼稚園及び特別支援学校の飼育動物に対する、別紙「学校（園）飼育動物診療・飼育指導・健康診断実施要領」による診療、飼育指導及び健康診断並びに児童、生徒、園児及び教職員への動物愛護精神の普及・啓発業務とする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料の額は、飼育動物診療・飼育指導・健康診断対象学校（園）1校につき26,020円（うち消費税等1,239円）とし、業務を行った学校（園）を乗じて得た額とする。

（契約保証金）

第4条 新潟市契約規則第34条第6号により契約保証金は免除する。

（権利義務の譲渡の禁止）

第5条 乙はこの契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときはこの限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときはこの限りでない。

（実地調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは業務の実施状況について随時実地調査し、乙に対して所用の報告若しくは資料の提出を求め又は必要な指示をすることができる。

（損害の負担）

第8条 業務の実施に伴い生じた損害は乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲及び学校（園）の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

2 乙は業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲及び学校（園）の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

（委託料の請求）

第9条 乙は委託料の請求の際、実績報告書とともに甲の定める請求書を甲に提出するものとする。

(委託料の支払)

第10条 甲は、前条の規定による請求があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めるとき。
 - (2) 乙が故意又は重大な過失により甲及び学校(園)に損害を与えたとき。
- 2 乙は前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害を請求できないものとする。

(損害賠償)

第12条 甲及び乙は、この契約に定める義務を履行しないために契約の相手に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として相手に支払わなければならない。

(天災による履行不能)

第13条 天災その他不可抗力によって業務上損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかつたと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲、乙協議のうえ定める。

(除外事項)

第14条 この契約においては、下記の事項について業務に含まない。

- (1) 健康診断以外の往診による診療
- (2) 鳥インフルエンザ、ニューカッスル病などの突発的かつ広範囲に影響が及ぶ感染症に対してのワクチン接種及び診療

(費用の負担)

第15条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
代表者 新潟市長 篠田 昭

乙 新潟市中央区新光町15番地2
公益社団法人 新潟県獣医師会
会長理事 楠原 征治

覚書

新潟市（以下「甲」という。）と、公益社団法人新潟県獣医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、平成22年4月1日締結の学校（園）飼育動物診療・飼育指導・健康診断委託契約外の往診による診療及び「学校（園）飼育動物診療料金基準表」により算出した額が、1件30,000円を超える診療（以下「委託契約外診療」という。）に関して必要事項を定めるものとする。

（期間）

第2条 業務の期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

（費用の負担）

第3条 甲及び乙の委託契約外診療にかかる費用の負担割合は、次のとおりとする。

甲の負担割合	70%
乙の負担割合	30%

（準用）

第4条 平成22年4月1日締結の学校（園）飼育動物診療・飼育指導・健康診断委託契約書第5条から第13条並びに学校（園）飼育動物診療・飼育指導・健康診断実施要領第2条から第4条及び第9条の規定は、この覚書に基づく委託契約外診療に準用する。

この覚書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
代表者 新潟市長 篠田 昭

乙 新潟市中央区新光町15番地2
公益社団法人 新潟県獣医師会
会長理事 楠原 征治

別紙

学校（園）飼育動物診療・飼育指導・健康診断実施要領

（目 的）

第1条 この要領は、新潟市（以下「甲」という。）が公益社団法人新潟県獣医師会（以下「乙」という。）に委託して行う、新潟市立学校及び新潟市立幼稚園（以下「学校（園）」という。）が飼育する動物の診療、飼育指導及び健康診断について必要な事項を定め、もって飼育環境の向上及び維持増進並びに委託業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（対象施設）

第2条 診療飼育指導及び健康診断の対象施設は、別表1に掲げる学校（園）とする。

（対象動物）

第3条 診療、飼育指導及び健康診断の対象動物は、学校（園）の全飼育動物とする。

（対象診療科目）

第4条 診療科目は、内科、外科を問わず全ての科目とする。

（委託診療の範囲）

第5条 甲が乙に委託する診療の範囲は、乙の定める「学校（園）飼育動物診療料金基準表（別表2）」により算出した額が、1件30,000円以下の診療に限る。

（診療動物病院）

第6条 前条の診療は、原則として、乙の構成員（以下「丙」という。）の開設する、別表3に掲げる動物病院において行うものとする。

(健康診断の実施)

第7条 乙は、別表1の学校(園)において、年1回健康診断を実施するものとする。

2 乙は、前項の健康診断の計画をたて、あらかじめ甲に通知するものとする。

3 第1項の健康診断において疾病を発見し、学校(園)において診療を行い、別表2により算出した経費が1件30,000円以下のときは、第5条の診療を行ったものとみなす。

(飼育指導等)

第8条 乙は、学校(園)の求めに応じ、最低限年1回、学校(園)において飼育指導を行うものとする。

2 前項に掲げる飼育指導のほか、乙は学校飼育動物の飼育に関し、甲の行う事業に協力するものとする。

(雑 則)

第9条 学校(園)は、飼育動物について診療を希望するときは、「学校飼育動物診療依頼書」(別紙1)に必要事項を記載し、事前に丙に連絡したうえで、診療を依頼するものとする。

2 丙は、学校(園)の依頼により診療を行ったときは、「学校飼育動物診療報告書」(別紙2)を作成し、学校(園)に交付するものとする。

3 学校(園)は、前条の健康診断を受けようとするときは、「学校飼育動物健康診断依頼書」(別紙3)に必要事項を記載し、丙に提出するものとする。

4 丙は、前項の健康診断を行ったときは、「学校飼育動物健康診断報告書」(別紙4)を作成し、学校(園)に交付するものとする。

5 乙は、丙の報告に基づく「学校飼育動物年間診療明細書」(別紙5)、及び「学校飼育動物健康診断実施明細書」(別紙6)を作成し、契約期間満了後15日以内に甲に提出するものとする。

別表 2

学校（園）飼育動物診療料金基準表

『診 察 料』		
初診料		1,300 円
再診療		650 円
健康診断料		3,250 円
指導料		2,000 円
『検 査 料』		
尿検査		930 円
検 便		520 円
血液検査		1,950 円
皮膚検査		920 円
超音波検査		2,600 円
レントゲン検査		3,250 円
『薬 治 療』（薬価は別）		
内科薬（1日分）		260 円
外科薬		650 円
点眼薬		650 円
『注 射 料』		
皮下注射		1,300 円
筋肉注射		1,300 円
静脈注射		1,560 円
点滴注射		1,980 円
『処 置 料』		
小		780 円
中		1,170 円
大		2,340 円
爪切り		910 円
酸素吸入		4,030 円
『麻 酔 料』（薬価は別）		
局所		1,750 円
全身	注射	5,330 円
	吸入	8,450 円
『手 術 料』		
去勢手術		19,890 円
（1日入院，吸入麻酔，6日分内服薬）		
『入 院 料』（1日）		2,210 円

この表に記載のない項目については，昭和59年新潟県獣医師会小動物部会発行の診療指針をもとに計算する。

業務委託契約書

滋賀県知事 嘉田由紀子（以下「甲」という。）と社団法人 滋賀県獣医師会長 深見 睦弥（以下「乙」という。）とは、学校飼育動物適正管理指導事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

【委託業務の内容】

- 第1条 甲が乙に委託する業務の内容は、平成22年度飼育動物適正管理指導（モニタリング調査・指導）事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
2. 乙は、委託事業の実施にあたり、仕様書および県の指示に従うものとする。

【調査対象期間】

- 第2条 調査の対象期間は、平成22年7月1日から平成23年3月31日までとする。

【委託料】

- 第3条 業務の委託料は、金304,000円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

【委託事業の検収等】

- 第4条 甲は、事業完了報告書を受領したときは、担当職員をして10日以内に検査を行わせるものとする。
2. 前項の検査の結果、不合格となり成果品について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく甲の指定する期日までに補正を行うものとする。
 3. 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査すること、または報告を求めることができる。

【事業内容の変更等】

- 第5条 甲は、必要があるときには、委託事業の内容を変更することができる。この場合において、委託料を変更する必要があるときには、甲乙協議して書面によりこれを定める。

【委託料の支払い】

- 第6条 乙は、成果品を納入し、甲の検査が完了したときは、委託料を甲に請求するものとする。
2. 甲は、前項の請求があったときは、その受領した日から30日以内に当該委託料を支払うものとする。

【委託料の精算】

- 第7条 委託料の精算にあたり、精算額が委託料の額を下回った場合は、精算額を委託料の額とし、変更契約書を省略するものとする。

【再委託等の禁止および権利譲渡等の禁止】

- 第8条 乙は、甲の承認を受けない限り委託業務を第三者に委託したり、請け負わせたりしてはならない。
2. 乙は、この契約によって生じる権利および義務を第三者に譲渡したり、担保に供したりしてはならない。

別記

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5 乙は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡され、または乙自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第9 乙は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、随時に調査をすることができる。

(指示)

第11 甲は、乙がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生時の報告)

第12 乙は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除および損害賠償) ※契約書中に契約解除および損害賠償に関する定めがない場合

第13 甲は、乙が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

滋賀県学校飼育動物適正管理指導事業実施要領

平成18年6月 2日 制定

平成20年6月25日 改正

平成22年4月 1日 改正

農政水産部畜産課

1. 事業の趣旨

近年、児童の情操教育の一環で、多くの学校等では動物が飼育されており、これら学校飼育動物の適切な飼育管理や動物由来感染症等に対する正しい知識を指導啓発する獣医師の役割が重要となってきた。

そこで、学校飼育動物のモニタリング調査体制を確立し、あわせて獣医師による保健衛生指導を充実させることにより、学校飼育動物の保健衛生の向上と周辺の畜産経営体等への伝染性疾病の伝播リスクの軽減を図ることを目的とし、本事業を実施する。

2. 事業の内容

消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号消費・安全局長通知）のほか、この実施要領により次のとおりとする。

(1) 推進会議の開催

畜産課は、教育現場における保健衛生指導およびモニタリング調査体制の確立を図るため、家畜保健衛生所、市町、畜産関係団体、民間獣医師、学校教育関係者等で構成する推進会議を開催し、以下のことを検討する。

- ① 本調査について、調査学校等数、調査頭数および調査地点（学校等）の選定等を行う。
- ② 民間獣医師、学校教育関係者等を対象に、学校飼育動物に関する飼育管理指導および衛生管理指導を行う。
- ③ 調査終了後、結果を取りまとめ、その原因と対策等を検討する。

(2) 調査の実施

学校飼育動物における病原体保有状況を把握し、教育現場における保健衛生指導に資するため、(1)で選定された調査地点において、モニタリング調査およびアンケート調査を実施する。

① モニタリング調査の内容

県が定める調査対象病原体と検査方法については下表のとおりとする。また、調査対象病原体とは別の動物由来感染症について調査する場合は、病性鑑定指針にある全国的な方法を用いる。

表 統一調査対象病原体と検査方法について

病原体	対象動物	材料	検査方法	病性鑑定指針*
サルモネラ	鶏 鶏 兔	血液 糞便 糞便	ひな白痢抗原による平板凝集反応 細菌検査（増菌・分離培養） 〃	316～323頁
カンピロバクター	鶏 兔	糞便 〃	細菌検査（分離培養） 〃	96～99頁
コクシウム	鶏 兔	糞便 糞便	オーシストの検出（浮遊法） 〃	374～375頁